

令和 7 年守山市議会 9 月定例会会議日程 (案)

(会議期間 32 日間)

月	日	曜	日	程	開 議 時 刻
9	1	月	本 会 議	開会、諸般の報告 会議録署名議員の指名 会議期間の決定 議案上程、提案説明 <認定第 1 号から認定第 9 号まで、議第 46 号から議第 58 号まで、ならびに諮問第 5 号および諮問第 6 号> 議案質疑 (議第 46 号および議第 58 号) 委員会付託 (議第 46 号および議第 58 号) 常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 決算特別委員会の設置および委員の選任	午前 9 時 30 分
	2	火	休 会	議案熟読調査 質疑、質問締切日 (8 日 正午)	
	3	水			
	4	木			
	5	金			
	6	土			
	7	日			
	8	月			
	9	火			
	10	水			
	11	木			
	12	金			
	13	土			
	14	日			
	15	月			
	16	火	本 会 議	個人質問 (議案質疑および一般質問) 一部採決 (議第 57 号、諮問第 5 号および諮問第 6 号)	午前 9 時 30 分
	17	水		請願上程、趣旨説明 委員会付託	
	18	木	休 会	総務常任委員会	(午前 9 時 30 分)
	19	金		文教福祉常任委員会	(午前 9 時 30 分)
	20	土			
	21	日			
	22	月		環境生活都市経済常任委員会	(午前 9 時 30 分)
	23	火			
	24	水		決算特別委員会	(午前 9 時 30 分)
	25	木		決算特別委員会	(午前 9 時 30 分)
	26	金		決算特別委員会	(午前 9 時 30 分)

9	27	土	休 会	討論締切（1日 正午）	
	28	日			
	29	月			
10	30	火	本 会 議	常任委員長等審査結果報告 質疑、討論、採決 特別委員長審査報告	
	1	水			
	2	木			
					午前9時30分

令和7年守山市議会9月定例会提出予定議案(案)

1 付議件数

専決案件	1 件	その他の案件	1 件
認定案件	9 件	諮問案件	2 件
予算案件	6 件	推薦案件	1 件
条例案件	5 件	提出案件計	24 件
人事案件	1 件	(報告案件)	3 件

提出日 令和7年9月1日(予定)

2 議案概要

【認定第1号】 令和6年度守山市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	38,062,799千円
歳出決算総額	37,163,782千円
歳入歳出差引額	899,017千円
翌年度へ繰越すべき財源	267,841千円
実質収支	631,176千円

【認定第2号】 令和6年度守山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	6,679,972千円
歳出決算総額	6,641,967千円
歳入歳出差引額	38,005千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	38,005千円

【認定第3号】 令和6年度守山市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	68,470千円
歳出決算総額	63,470千円
歳入歳出差引額	5,000千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	5,000千円

【認定第4号】 令和6年度守山市育英奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	21,811千円
歳出決算総額	18,522千円
歳入歳出差引額	3,289千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	3,289千円

【認定第5号】 令和6年度守山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

<保険事業勘定>

歳入決算総額	6,018,378千円
歳出決算総額	5,924,144千円
歳入歳出差引額	94,234千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	94,234千円

<サービス事業勘定>

歳入決算総額	27,875千円
歳出決算総額	27,875千円
歳入歳出差引額	0千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	0千円

【認定第6号】 令和6年度守山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、認定に付するもの

歳入決算総額	1,222,693千円
歳出決算総額	1,221,160千円
歳入歳出差引額	1,533千円
翌年度へ繰越すべき財源	0千円
実質収支	1,533千円

【認定第7号】 令和6年度守山市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	1,437,612,008円
支出決算額	1,374,219,920円
資本的収入決算額	460,375,000円

支出決算額	943,325,890円
当年度純利益	63,392,088円
当年度未処分利益剰余金	250,312,131円

【認定第8号】 令和6年度守山市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	2,161,668,290円
支出決算額	2,149,458,524円
資本的収入決算額	731,487,500円
支出決算額	1,567,612,117円
当年度純利益	12,209,766円
当年度未処分利益剰余金	12,209,766円

【認定第9号】 令和6年度守山市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、認定に付するもの

収益的収入決算額	258,140,092円
支出決算額	136,646,288円
資本的収入決算額	245,484,504円
支出決算額	331,298,926円
当年度純利益	111,717,104円
当年度未処理欠損金	1,415,361,003円

【議第46号】 令和7年度守山市一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出補正額 242,330千円 （補正後の額 37,009,561千円）

【議第47号】 令和7年度守山市一般会計補正予算（第5号）

歳入歳出補正額 500,312千円 （補正後の額 37,509,873千円）

【議第48号】 令和7年度守山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 62,626千円 （補正後の額 6,842,626千円）

【議第49号】 令和7年度守山市下水道事業会計補正予算（第1号）

収益的収入額 3,727千円 （補正後の額 2,488,576千円）
 収益的支出額 4,100千円 （補正後の額 2,472,418千円）

【議第50号】 令和7年度守山市介護保険特別会計補正予算（第1号）

＜保険事業勘定＞

歳入歳出補正額 90,854千円 （補正後の額 6,068,854千円）

【議第51号】 令和7年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出補正額 5,995千円 （補正後の額 1,253,995千円）

【議第52号】 守山市の議会議員および長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 近年の物価等の高騰に鑑みて、公職選挙法施行令が一部改正され、選挙運動経費の公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、本市の市議会議員選挙および市長選挙の選挙運動に係る諸経費についても政令と同額とするため、必要な改正を行おうとするもの

（1）選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額を引き上げる。

1枚あたりの作成単価 7円73銭→8円38銭

（2）選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担限度額を引き上げる。

1枚あたりの印刷費 541円31銭→586円88銭

（施行期日等）

（1）施行期日

公布の日

（2）経過措置

この条例の施行の日以後にその期日を告示された選挙から適用し、施行日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

【議第53号】 守山市都市公園条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 環境学習都市宣言記念公園に少年サッカー場および多目的グラウンドを整備し、市民の利用に供するため、必要な改正を行おうとするもの

（1）少年サッカー場および多目的グラウンドを有料公園施設に追加する。

（2）供用時間および休園日を次のとおり定める。

ア 供用時間

午前6時から午後5時まで。ただし、3月、4月および9月については午後6時まで、5月から8月までは午後7時までとする。

イ 休園日

（ア）月曜日（その日が休日に当たるときを除く。）

（イ）休日の翌日（その日が土曜日、日曜日または休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）

(ウ) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

（施行期日等）

(1) 施行期日

規則で定める日

(2) 守山市使用料および手数料条例の一部改正

少年サッカー場および多目的グラウンドの使用料を次のように定める。

少年サッカー場

区分	午前6時から午後7時まで（1時間につき）
日曜日、土曜日 および休日	310円
その他の日	210円

多目的グラウンド

区分	午前6時から午後7時まで（1時間につき）
日曜日、土曜日 および休日	450円
その他の日	300円

【議第54号】 守山市消防団分団車庫詰所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 中洲分団車庫詰所の新築工事による現在地からの移設に伴い、住所が変更となることから必要な改正を行おうとするもの

位 置	
改正前	改正後
守山市幸津川町1043番地 5	守山市幸津川町1075番地 1

（施行期日） 令和7年12月1日

【議第55号】 守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

（改正概要） 適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、今市町地区地区計画を策定し、地区整備計画を定めることに伴い、当該地区整備計画で定めている建築物に関する制限について、その実効性を担保するため、必要な改正を行おうとするもの

(1) 地区整備計画の名称

今市町地区地区整備計画

(2) 建築物に関する規定の追加

ア 建築物の用途の制限

建築することができる建築物を定める

イ 建築物の容積率の最高限度

10分の10

ウ 建築物の建ぺい率の最高限度

10分の6

エ 建築物の敷地面積の最低限度

240平方メートル

オ 壁面の位置の制限

建築物の外壁またはこれに代わる柱から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。

カ 建築物の高さの最高限度

10メートル。ただし、神社または寺院については、15メートルとする。

キ 既存の建築物等に対する制限の緩和の規定に当該区域を加える。

(施行期日) 公布の日

【議第56号】 守山市水道事業給水条例および守山市下水道条例の一部を改正する条例案

(改正概要) 令和6年1月に発生した能登半島地震の復旧状況を受けて、管理者（市長）が指定する指定給水装置工事事業者および排水設備指定工事店でないと行うことができない給水装置および排水設備の工事について、災害時等に他の市町村長が指定した者でも行えるよう、必要な改正を行おうとするもの

(1) 守山市水道事業給水条例

ア 災害時等における給水装置の工事について、管理者（市長）が必要と認めた場合は、他の市町村または他の市町村で指定を受けた指定給水装置工事事業者においても施行を可能とする。

イ 他の市町村または他の市町村の指定工事事業者が施行する工事にかかる設計審査、工事検査および施行基準についても、市指定工事事業者の工事施行に係る基準と同様とする。

(2) 守山市下水道条例

災害時等における排水設備の工事について、管理者（市長）が必要と認めた場合は、他の市町村で指定を受けた指定工事店においても施行を可能とする。

(施行期日) 公布の日

【議第57号】 守山市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるもの

岩井 知子（吉身三丁目在住） 新任

任期 令和7年10月1日から（4年間）

【議第58号】 契約の変更につき議決を求めることについて

令和6年10月1日に議決を得た大門野尻線道路整備工事の請負契約を次のように変更するにつき、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるもの

変更前の契約金額 金1,004,972,100円

変更後の契約金額 金1,295,276,400円

【諮問第5号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の辞任に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

岡田 敏夫（三宅町在住） 新任

任期 令和8年1月1日から（3年間）

【諮問第6号】 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

委員の任期満了に伴う候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるもの

西本 麗子（小浜町在住） 再任（2期目）

任期 令和8年1月1日から（3年間）

【報告第13号】 令和6年度健全化判断比率および資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定に基づき、報告するもの

実質赤字比率 — [比率なし]（—）

連結実質赤字比率 — [比率なし]（—）

実質公債費比率 3.5% (3.7%)

将来負担比率 18.0% (13.4%)

資金不足比率 — [比率なし]（—） ※（ ）は令和5年度実績

- 【報告第14号】** 令和6年度一般財団法人守山野洲市民交流プラザの決算の報告について
地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの
- 【報告第15号】** 令和6年度公益財団法人守山市文化体育振興事業団の決算の報告について
地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するもの

令和7年守山市議会9月定例会会議 補正予算の概要

1【議第46号】 令和7年度守山市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出補正額 242,330 千円
(補正後の額 37,009,561 千円)

補正概要

- ① 定額減税に伴う不足額給付金 184,100千円
R6の推計所得税額を基に対象者に当初調整給付金を支給したなか、その支給額に不足が生じる者に給付する「不足額給付金」において、当初見込より対象者が増加したため補正するもの
- ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業補助金 23,130千円
国補助金の内示を受けて行う民間の介護施設の老朽化に伴う施設修繕に対し補助を行うもの

歳入歳出補正

(歳入)		千円
国庫支出金		207,230
民生費国庫補助金		207,230
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	184,100	
(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金)	23,130	
繰越金		35,100
繰越金		35,100
(前年度繰越金)	35,100	
(歳出)		千円
総務費		35,100
徴税費		35,100
(過誤納金還付金)	35,100	
民生費		207,230
社会福祉費		207,230
① (不足額給付金)	184,100	
② (認知症高齢者グループホーム等防災改修支援事業補助金)	23,130	

2【議第47号】 令和7年度守山市一般会計補正予算(第5号)

歳入歳出補正額 500,312 千円
(補正後の額 37,509,873 千円)

補正概要

- ① 介護職員就職支援事業費補助金等 1,500千円
介護福祉士や居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)等の有資格者が新たに市内の事業所に就職された場合に交付している補助金において、当初見込より申請が増える見込のため補正するもの
 - ② 都市基盤の整備に係る費用の補正
・市道舗装修繕および改良費、交通安全施設整備費、通学路安全対策費の増額補正 181,142千円
・河川管理、改良費の増額補正 30,650千円
・都市計画街路(大門野尻線)整備費の増額補正 98,859千円
 - ③ 守山小学校用地購入事業 70,170千円
これまで守山小学校敷地の一部において、民間所有地を賃貸借してきたが、相手方より市へ売却に向けた意向を示されたことに伴い、当該土地の購入に係る費用を補正するもの
- <主な物価高騰対策事業>
- ④ 家庭用・中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金 15,000千円(当初予算:40,000千円)
 - ⑤ 農業者等への物価高騰対策事業 26,380千円
 - ⑥ 学校給食の食材料費 37,000千円(当初予算:27,200千円)

歳入歳出補正			千円
(歳入)			
分担金及び負担金			22,275
衛生費負担金		346	
(未熟児養育医療負担金)	346		
土木費負担金		21,929	
(大門野尻線栗東市負担金)	21,929		
国庫支出金			155,756
衛生費国庫負担金		592	
(未熟児養育医療給付費負担金)	592		
総務費国庫補助金		81,843	
(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)	81,843		
土木費国庫補助金		73,321	
(社会資本整備総合交付金(道路事業))	70,285		
(都市構造再編集集中支援事業費補助金(道路事業))	3,036		
県支出金			296
衛生費県負担金		296	
(未熟児養育医療給付費負担金)	296		
寄付金			1,500
寄付金		1,500	
(企業版ふるさと納税寄付金)	1,500		
繰入金			70,000
基金繰入金		70,000	
(公共施設整備基金繰入金)	70,000		
繰越金			105,385
繰越金		105,385	
(前年度繰越金)	105,385		
市債			145,100
農水産業債		1,800	
(農業生産基盤整備事業債)	1,800		
土木債		143,300	
(道路改良事業債)	114,800		
(河川改良事業債)	28,500		
(歳出)			千円
総務費			1,879
総務管理費		1,879	
(弁護士報酬金)	1,879		
民生費			1,951
社会福祉費		1,951	
(介護保険料低所得者軽減負担金返還金)	451		
① (介護就職支援事業補助金等)	1,500		
児童福祉費		0	
(財源更正:物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)			
・公立保育園、こども園給食費 3,463千円	0		
衛生費			16,500
保健衛生費		1,500	
(未熟児養育医療給付費)	1,500		
④ 環境衛生費		15,000	
(家庭用・中小企業等再エネ・省エネ設備等導入促進補助金)	15,000		
農水産業費			34,067
農業費		33,387	
⑤ (燃油高騰対策支援事業補助金)	20,000		
⑤ (収入保険加入推進事業費補助金)	2,200		
⑤ (肥育牛導入事業費補助金等)	3,500		
(財源更正:企業版ふるさと納税)			
・モリヤマメロンパッケージ支援補助金 1,500千円	0		
(農業生産基盤整備事業費補助金)	5,600		
(県営かんがい排水事業負担金)	2,087		
⑤ 水産業費		680	
(水産業燃油高騰対策支援事業補助金)	680		

商工費		6,000
商工費		6,000
(歴史文化まちづくり館更新工事)	6,000	
土木費		316,745
② 道路橋梁費		181,142
(自治会要望等による道路修繕、緊急修繕)	34,000	
(舗装修繕等市道改良事業)	75,142	
(通学路安全対策事業)	56,000	
(交通安全施設整備事業)	16,000	
河川費		35,017
② (旧天神川除草業務)	1,650	
② (自治会要望等による河川改修工事等)	29,000	
(野洲川中洲親水公園施設整備実施設計業務)	4,367	
都市計画費		100,586
② (大門野尻線整備事業)	98,859	
(下水道事業会計繰出金)	1,727	
教育費		114,170
小学校費		76,170
③ (守山小学校用地購入事業)	70,170	
(市内小学校緊急修繕工事)	6,000	
社会教育費		1,000
(ルシオール アート キッズフェスティバル開催準備委託料)	1,000	
⑥ 保健体育費		37,000
(学校給食に係る調理材料費)	37,000	
予備費		9,000
予備費		9,000
(予備費)	9,000	

債務負担行為の補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
保育園保健検査事業	7年度～8年度	281
英語指導助手派遣事業	7年度～10年度	151,000
幼稚園保健検査事業	7年度～8年度	4,100
ルシオール アート キッズフェスティバル開催事業	8年度	8,000
図書館システム再構築事業	7年度～13年度	74,646
学校保健検査事業	7年度～8年度	21,900
学校給食調理業務委託事業(吉身小、小津小、河西小、中洲小、守山南中)	7年度～12年度	993,450
学校給食従事職員検便検査等事業	7年度～8年度	1,022

地方債の補正

変更

事業名	補正前	補正額	補正後
農業生産基盤整備事業債	12,200	1,800	14,000
道路改良事業債	188,100	114,800	302,900
河川改良事業債	42,000	28,500	70,500

3 【議第48号】 令和7年度守山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出補正額 62,626 千円 (補正後の額 6,842,626 千円)

補正概要

R8年4月から始まる「子ども・子育て支援金」の賦課、徴収等に向け、システム改修を行うもの
また、滋賀県国保保険給付費等交付金等の前年度の精算に伴う返還金を補正するもの

歳入歳出補正

(歳入)

国庫支出金		10,208
国庫補助金		10,208
(子ども・子育て支援事業費補助金)	10,208	

繰越金		8,583
繰越金	8,583	8,583
(前年度繰越金)	8,583	
諸収入		43,835
雑入	43,835	43,835
(保険給付費等交付金返還金)		
(歳出)		千円
総務費		10,208
徴税費	10,208	10,208
(子ども・子育て支援金制度システム改修業務)	10,208	
諸支出金		52,418
償還金及び還付加算金	52,418	52,418
(国庫負担金等返還金)	52,418	

債務負担行為の補正

追加	事 項	期 間	限 度 額
	特定健康診査受診率向上事業	7年度～11年度	16,000

4【議第49号】令和7年度守山市下水道事業会計補正予算(第1号)

<収益的収支>

収入補正額	3,727 千円	(補正後の額	2,488,576 千円)
支出補正額	4,100 千円	(補正後の額	2,472,418 千円)

補正概要

下水道管路の破損に起因する道路陥没事故を受け、国より同種事故の未然防止を目的とした全国特別重点調査の実施要請に基づき、対象となる雨水幹線管路の調査を行うもの(2か所、L=1,525m)

収入支出補正

(収入)		千円
収益的収入		3,727
雨水処理負担金	1,727	1,727
(雨水処理負担金)		
国庫補助金	2,000	2,000
(防災・安全社会資本整備交付金(雨水))		
(支出)		千円
収益的支出		4,100
委託料	4,100	4,100
(大口径雨水管特別調査業務)		

5【議第50号】令和7年度守山市介護保険特別会計補正予算(第1号)

<保険事業勘定>

歳入歳出補正額	90,854 千円	(補正後の額	6,068,854 千円)
---------	-----------	--------	---------------

補正概要

前年度の精算による介護給付費等の国庫負担金等返還金について補正するもの

歳入歳出補正

(歳入)		千円
繰越金		90,854
繰越金	90,854	90,854
(前年度繰越金)		
(歳出)		千円
諸支出金		93,887
償還金及び還付加算金	93,887	93,887
(国庫負担金等返還金)		
予備費		▲ 3,033
予備費	▲ 3,033	▲ 3,033
(予備費)		

6 【議第51号】 令和7年度守山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出補正額 5,995 千円 (補正後の額 1,253,995 千円)

補正概要

R8年4月からはじまる「子ども・子育て支援金」の徴収等に向け、システム改修を行うもの

歳入歳出補正			千円
(歳入)			
国庫支出金			5,995
国庫補助金			5,995
(子ども・子育て支援事業費補助金)		5,995	
(歳出)			千円
総務費			5,995
徴収費			5,995
(子ども・子育て支援金制度システム改修業務)		5,995	

